

6 - 2
178

学士に関する省令(案)  
昭和 年月日

文部大臣　岡野清義

春山  
134

第一條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十三条第二項の規定に基き、学士に関する省令を次のようにて定め立。

法学士

政治学士

経済学士

商学士

経営学士

文学士

教育学士

社会学士

神学士

理学士

工学士

商船学士

農学士

歯医学士

獣医学士

水産学士

医学生士

薬学生士

歯学生士

医政学士

藝術学士

体育学士

社会科学士

第二條 大学へ短期大学を除く、以下同じ。は、左表の下欄に掲げる学部学科を充當した者に対する之の履修した課程に応じ、同表上欄に掲げる学士の称号を「用いさせる」こととする。

学士の種別	学部	学科
法学士	法政学部 法商学部 法経学部 法文学部 法理学部 法哲學部 法政關係學科	

政治学士	政治学部各学科及び政經學部、法政學部、文政學部、政治至清學部の政治學關係學科
經濟学士	經濟學部各学科及び文至學部、法至學部、政至學部、商至學部、政治至學部の至清學部の至清學關係學科
商学士	商業學部各学科及び商業學部、至當學部、至當學部、文商業部、法商業部の商學部各学科
至當学士	至當學部至當學科
文學士	文學部、外國語學部、英文學部、佛教學部の各學科及び文教育學部、法文學部、文政學部、文至學部、文家政學部、文商學部の文學科並びに人文學部、教養學部、文理學部、教育學部、掌芸學部の文學關係學科又は人文科學課程
教育学士	教育學部各学科及び教育養成を目的とする學芸學部の各學科並びに文教育學部教育學科
社會学士	社會學部各學科
神學士	神學部各學科
理學士	理學部各學科及び理家政學部、理工學部の理學科並びに教養學部、文理學部、教育學部、學芸學部の理學關係學科又は自然科學課程
農學士	農學部、園芸學部、畜產學部の各學科及び鐵維學部、獸醫畜產學部、織織工學部、水產工學部の農學又は畜產學關係學科
獸医学士	獸医学部各學科及び獸醫畜產學部、獸醫医学部の獸医学科
水產學士	水產學部各學科及び水產學部水產學科
医学士	医学部各學科
齒學士	齒學部齒學科
藥學士	藥學部各學科及び藥學部藥學科
家政學士	家政學部各學科及び家政學部、文家政學部、學芸學部の家政學科
藝術學士	藝術學部、美術學部、音樂學部の各學科及び教育學部藝術學科
體育學士	體育學部各學科
社會科學士	人文學部、藝術學部、文學部、教育學部、學芸學部の社會科學關係學科又は社會科學課程

第三條 大学は、前條の表により、大学にありて「用りさせようとする」学士の称号を決定するときは、文部大臣に申請し、其の承認を受けるものとする。

左に掲げる場合には、大学にありて文部大臣に申請し、其の承認を受け、第一條及び第二條の規定によりてことができる。

一 当該大学の専門学科を卒業した者に対する「用りさせようとする」場合

二 当該大学の専門学科を卒業した者に対する「用りさせようとする」場合

三 前項の申請をする場合には、「用りさせようとする」学士の名稱上当該専門学科との関係その他の必要な資料を提出するものとする。

四 第二項の承認に際しては、文部大臣は、大学設置審議会に諮問するものとする。

#### 附 則

この命令は、公布の日から施行する。

